

資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設

1 ごみ焼却施設(環境整備課)

平成17年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼 形式	炉型式	建設工期 (年度)	運転開 始年月	余熱利用	
								温水	発電
1 甲府市	甲府市上町	甲府市 (笛吹市・中道町・芦川村・) 1市(1市1町1村)	360	全連続	流動床	H3~7	H7・9		
2 富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市 (西桂町・忍野村・旧河口湖町) 1市(2町1村)	170	全連続	スト-カ 灰溶融	H12~14	H14・2		
3 塩山市	塩山市三日 市場	塩山市 1市(休止H16.11.1~)	40	機械化 バッチ	スト-カ	H4~5	H5・12		
4 山梨市	山梨市南	山梨市 1市	35	機械化 バッチ	スト-カ	S58~59	S60・4		
5 山中湖村	山中湖村平 野	山中湖村 1村	45	機械化 バッチ	スト-カ	H元~2	H3・4		
6 上野原市	上野原市上 野原	上野原市 (小菅村・丹波山村) 1市(2村)	40	機械化 バッチ	スト-カ	H7~9	H9・0		
7 峡南衛生組 合	身延町下田 原	六郷町 早川町 身延町 3町	30	機械化 バッチ	スト-カ	H6~7	H8・4		
8 大月都留広 域事務組合	大月市初狩 町	都留市 大月市 (塩山市・道志村) 2市(1市1村)	104	全連続	スト-カ 灰溶融	H12~14	H14・2		
9 東山梨環境 衛生組合	山梨市牧丘 町	山梨市 笛吹市 勝沼町 大和村 2市1町1村	25	機械化 バッチ	スト-カ	H6~7	H8・4		
10 中巨摩地区 広域事務組 合	玉穂町一町 畑	南アルプス市 甲斐市 玉穂町 昭和町 田富町 三珠町 市川大門町 増穂町 鯉沢町 2市7町	270	全連続	スト-カ	H6~8	H9・2		
11 峡北広域行 政事務組合	韮崎市竜岡 町	韮崎市 甲斐市 北杜市 小淵沢町 3市1町	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	H12~14	H14・2		

豊富村、鳴沢村、上九一色村は県外の民間焼却施設での処理

ごみ焼却施設一覧

2 粗大ごみ処理施設(環境整備課)

平成17年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別 数	建設工期 (年度)	備 考
1 甲府市	甲府市上町	甲府市 (石和町) 1市(1町)	100	5	H3~5	びん類手選別ライン、缶類圧縮機を併用
2 中巨摩地区 広域事務組 合	玉穂町一町 畑	南アルプス市 甲斐市 玉穂町 昭和町 田富町 2市3町	40	4	S61~62	
3 富士河口湖 町	富士河口湖 町河口	富士河口湖町 1町	5	4	S62	
4 峡北広域行 政事務組合	韮崎市竜岡 町	韮崎市 甲斐市 北杜市 小淵沢町 3市1町	30	4	S57	

粗大ごみ処理施設一覧

3 リサイクルプラザ(環境整備課)

平成17年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期(年度)	稼働年月	備考
1	山中湖村	山中湖村平野	山中湖村 1村	9	5	H6~7	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別する
2	富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市(西桂町・忍野村) 1市(1町1村)	30	8	H12~14	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別する
3	大月都留広域事務組合	大月市初狩町	都留市 大月市(秋山村・道志村) 2市(2村)	31	5	H12~14	H15.4	びん類を含め、破砕し選別する
4	峡北広域行政事務組合	韮崎市竜岡町	韮崎市、甲斐市 北杜市 小淵沢町 3市1町	15	4	H16~17	H18.4	不燃物を破砕し、選別する

リサイクルプラザ一覧

4 ごみ燃料化施設(環境整備課)

平成17年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	建設工期(年度)	稼働年月	備考
1	南部町	南部町万沢	南部町 1町	10	圧縮成型	H9~10	H11.3	

ごみ燃料化施設一覧

5 し尿処理施設(環境整備課)

平成17年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	規模 (kl/日)	処理方式	建設工期(年度)	汚泥処理
1	甲府市	甲府市小曲町	甲府市 1市	100	二段活性	S61~63	焼却
2	富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市(西桂町・忍野村・山中湖村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H元~3	焼却
3	塩山市	塩山市千野	塩山市 1市	20	標準脱窒	H12~14	堆肥化
4	山梨市	山梨市南	山梨市(笛吹市) 1市(1市)	45	二段活性	S56~57	焼却
5	笛吹市	笛吹市石和町	笛吹市 1市	40	消化	S50~51	脱水
6	南部町	南部町万沢	南部町 1町	17	嫌気性	S49~50	脱水
7	上野原市	上野原市上野原	上野原市 1市	40	好気性	S53	焼却
8	峡南衛生組合	身延町下田原	六郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離	S62~63	焼却
9	三郡衛生組合	南アルプス市東南湖	南アルプス市 三珠町 市川大門町 増穂町 鯉沢町 1市4町	61	膜分離 + 高度処理	H9~11	焼却 + 堆肥化
10	大月都留広域事務組合	都留市田野倉	都留市 大月市(道志村) 2市(1村)	90	二段活性	S59~61	焼却
11	青木ヶ原衛生センター	上九一色村精進	上九一色村 富士河口湖町 鳴沢村(三富村・勝沼町・大和村・境川村・中道町・豊富村・芦川村) 1町2村(2町5村)	50	嫌気性	S45~46	脱水
12	中巨摩地区広域事務組合	玉穂町乙黒	南アルプス市 甲斐市 玉穂町 昭和町 田富町 2市3町	85	高負荷	H3~5	焼却
13	北杜市小淵沢町衛生組合	北杜市長坂町	北杜市 小淵沢町 1市1町	46	標準脱窒	H2~3	焼却
14	峡北広域行政事務組合	韮崎市栄	韮崎市 甲斐市 北杜市 3市	72	好気性	S49~50	脱水

し尿処理施設一覧表

資料3 自然公園等

1 自然公園(みどり自然課)

区分	公園名	関係市町村(県)名	公園指定				県土面積に対する比率(%)	摘要(ha)
			指定年月日	面積(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)		
国立公園	富士箱根伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京)山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、鳴沢村、上九一色村、下部町	S11. 2. 1	36,742	23,432	13,310	8.2	特保 3,229
								第1種 2,065
								第2種 7,698
								第3種 10,440
	秩父多摩甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野)甲府市、北杜市、山梨市、塩山市、丹波山村、小菅村、甲斐市	S25. 7.10	46,834	24,452	22,382	10.5	特保 1,666
								第1種 3,557
								第2種 9,371
	南アルプス	(山梨、長野、静岡)北杜市、南アルプス市、早川町、韮崎市	S39. 6. 1	18,285	18,285	-	4.1	特保 4,037
								第1種 2,293
計								
				101,861	66,169	35,692	22.8	
国定公園	八ヶ岳中信高原	(山梨、長野)小淵沢町、北杜市	S39. 6. 1	4,088	4,088	-	0.9	特保 356
								第1種 36
								第2種 46
								第3種 3,650
計								
				4,088	4,088	-	0.9	
県立自然公園	四尾連湖	市川三郷町	S34. 4. 2	362	50	312	0.08	第2種 50
	南アルプス巨摩	北杜市、南アルプス市、韮崎市、増穂町、鵜沢町、身延町、早川町	S41. 4. 1	14,841	14,841	-	3.3	第1種 113
								第2種 557
								第3種 14,171
計								
				15,203	14,891	312	3.4	
自然公園合計 (県土面積 446,537ha)				121,152	85,148	36,004	27.1	

自然公園一覧(平成17年10月)

2 自然環境保全地区(みどり自然課)

	名称	場所	所有区分 (ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	塩山市上萩原、下萩原、牛奥、大月市大月町真木、大月市七保町瀬戸、奈良子、東山梨郡大和村初鹿野、田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
	三ツ峠山	都留市大幡		140		140
	御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸、南都留郡道志村		55	41	96
	七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久、北杜市須玉町若神子	3	44	1	48
	黒岳	笛吹市御坂町上黒駒		12		12
	七面山	南巨摩郡早川町赤沢、南巨摩郡身延町身延		147	51	198
	笹ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
	篠井山	南巨摩郡南部町成島、福土、楮根		74	19	93
	大岩山	北杜市白州町大武川		241		241
	大平	北杜市白州町上教来石		15		15
	清水谷	北杜市白州町上教来石		22		22
景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165		165
	小山	山梨市牧丘町北原		13		13
	大滝不動尊	東山梨郡勝沼町菱山			40	40
	竜門峡	東山梨郡大和村初鹿野、田野、木賊		18	48	66
	戸川溪谷	南巨摩郡増穂町小室、平林		28	2	30
	雨畑湖	南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
	保川溪谷	南巨摩郡早川町保		9	61	70
	早川溪谷	南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
	福土川溪谷	南巨摩郡南部町福土			44	44
	観音峠・茅ヶ岳	甲斐市上芦沢、北杜市須玉町江草、金ヶ岳		401		401
	紅葉橋	北杜市須玉町江草、比志		47	3	50
	八ヶ岳川俣	北杜市大泉町西井出		132		132
歴史景観保全地区	塩の山	塩山市上於曾			34	34
	岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
	白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12
	山梨岡	笛吹市春日居町鎮目			16	16
	谷戸城	北杜市大泉町谷戸			6	6
自然活用地区	乙女高原	山梨市牧丘町北原		91		91
自然造成地区	午頭島	韮崎市円野町下円井	1			1
	利根川	南巨摩郡増穂町春米、小林、天神中条、長沢、大柵	6			6
	釜無川	甲斐市西八幡、竜王	13	5		18

自然環境保全地区一覧表(平成17年10月)

3 自然記念物(みどり自然課)

エラー! 編集中のフィールド コードからは、オブジェクトを作成できません。

4 やまなしの歴史文化公園(観光資源課)

エラー! 編集中のフィールド コードからは、オブジェクトを作成できません。

資料4 温泉の状況

平成17年3月末現在

管轄 地域 振興 局名	市町村	温泉 地名	源泉 総数	利用源泉数 (A)		未利用源泉 数(B)		温泉別源泉数					主たる泉質名
				自噴	動力	自噴	動力	25 未満	25 以上 42 未満	42 以上	水蒸気 及びガス		
峡 中	甲府市	湯 村	14	0	10	1	3	2	6	6	0	ナトリウム・カルシウム塩化物泉	
	甲府市		98	31	32	21	14	21	57	20	0	単純温泉	
	甲斐市		19	3	11	3	2	3	12	4	0	ナトリウム・塩化物泉	
	玉穂町		7	4	1	2	0	0	2	5	0	ナトリウム・炭酸水素塩泉	
	昭和町		10	3	4	2	1	1	3	6	0	単純温泉	
	田富町		3	2	0	1	0	1	2	0	0	ナトリウム・塩化物・炭酸水素塩泉	
	南アルプス市		10	1	9	0	0	0	7	3	0	ナトリウム・塩化物・炭酸水素塩泉	
峡 東	塩山市	塩 山	2	0	1	0	1	1	1	0	0	硫化水素泉	
			6	3	2	0	1	1	3	2	0	硫化水素泉	
	山梨市		29	4	12	9	4	8	16	5	0	単純温泉	
	笛吹市	石 和	28	9	9	10	0	5	15	8	0	単純温泉	
		春日居	13	5	4	3	1	0	8	5	0	単純温泉	
			40	10	11	15	4	13	17	10	0	アルカリ性単純温泉	
	勝沼町		3	0	2	1	0	2	1	0	0	単純温泉	
	大和村		2	0	1	1	0	1	1	0	0	アルカリ性単純温泉	
	中道町		1	0	1	0	0	0	1	0	0	単純温泉	
	芦川村		1	0	1	0	0	0	1	0	0	アルカリ性単純温泉	
豊富村		1	1	0	0	0	0	1	0	0	ナトリウム・カルシウム・塩化物・炭酸水素塩泉		
峡 南	上九一色村		2	0	1	1	0	0	2	0	0	カルシウム・ナトリウム・硫酸塩泉	
	三珠町		1	0	1	0	0	0	0	1	0	アルカリ性単純温泉	
	六郷町		1	0	1	0	0	0	1	0	0	ナトリウム・カルシウム・塩化物	
	身延町	下 部	7	5	1	0	1	1	6	0	0	単純温泉	
			16	7	2	6	1	13	3	0	0	ナトリウム・塩化物泉	
	増穂町		3	2	0	1	0	2	1	0	0	ナトリウム・塩化物泉	
	鯉沢町		6	2	2	2	0	4	2	0	0	カルシウム・ナトリウム・塩化物泉	
	早川町		16	9	5	2	0	7	2	7	0	単純硫黄冷鉱泉	
	南部町		7	0	4	3	0	2	4	1	0	アルカリ性単純温泉	

温泉の状況

平成17年3月末現在

管轄 地域 振興 局名	市町村	温泉 地名	源泉 総数	利用源泉数 (A)		未利用源泉 数(B)		温泉別源泉数				主たる泉質名
				自噴	動力	自噴	動力	25 未満	25 42 以上 未満	42 以上	水蒸気 及びガ ス	
峡北	葦崎市		12	3	5	2	2	2	7	3	0	ナトリウム-塩 化物泉
	北杜市	増富ラジウム	11	8	1	2	0	6	5	0	0	含放射能二 酸化炭素ナト リウム塩化物
			26	5	11	7	3	9	11	6	0	ナトリウム-炭 酸水素泉
	小淵沢町		2	0	1	1	0	0	0	2	0	ナトリウム-塩 化物泉
吉田	富士吉田市		4	0	3	0	1	1	3	0	0	カルシウム・ ナトリウム-硫 酸塩泉
	忍野村		3	0	0	0	3	1	2	0	0	単純温泉
	山中湖村		4	0	3	0	1	0	4	0	0	単純温泉
	富士河口湖 町	河口湖	2	0	2	0	0	0	1	1	0	カルシウム・ ナトリウム-塩 化物・硫酸塩
			4	0	3	1	0	1	2	1	0	カルシウム・ ナトリウム-塩 化物・硫酸塩
	鳴沢村		1	0	1	0	0	0	1	0	0	カルシウム・マ グネシウム・ナ トリウム-硫酸 塩・塩化物泉
大月	道志村		4	0	3	1	0	3	1	0	0	ナトリウム・カ ルシウム-硫 酸塩泉
	都留市		1	0	1	0	0	0	1	0	0	アルカリ性単 純温泉
	大月市		4	1	1	1	1	3	1	0	0	単純硫黄泉
	上野原市		2	1	1	0	0	1	1	0	0	アルカリ性単 純温泉
	小菅村		3	0	3	0	0	0	3	0	0	アルカリ性単 純温泉
	丹波山村		2	1	1	0	0	1	0	1	0	単純硫黄泉

温泉の状況

資料5 生活排水クリーン処理率

(平成17年3月31日現在)

市町村名	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
甲府市	188,002	170,890		10,234			181,124	96.3%
富士吉田市	54,064	21,188		5,718			26,906	49.8%
塩山市	26,232	9,631		2,162			11,793	45.0%
都留市	33,217	5,522		4,847			10,369	31.2%
山梨市	39,325	14,352		4,045			18,397	46.8%
大月市	31,405	4,661		5,592			10,253	32.6%
韮崎市	32,229	11,588		3,461	316		15,365	47.7%
南アルプス市	72,459	24,379	486	11,391	1,127		37,383	51.6%
北杜市	44,058	23,963	9,991	6,453			40,407	91.7%
甲斐市	72,548	37,789	159	8,791	2,698		49,437	68.1%
笛吹市	71,481	34,319		9,798			44,117	61.7%
上野原市	28,564	4,235		6,399			10,634	37.2%
勝沼町	9,582	4,332		1,088			5,420	56.6%
大和村	1,514	1,356		149			1,505	99.4%
中道町	5,676	4,051		236			4,287	75.5%
芦川村	570	0	570	0			570	100.0%
豊富村	3,658	0	3,472	186			3,658	100.0%
上九一色村	1,606	316	373	109	151		949	59.1%
三珠町	4,178	3,503	173	81			3,757	89.9%
市川大門町	10,605	6,155	36	551			6,742	63.6%
六郷町	3,938	2,731	365	309			3,405	86.5%
増穂町	13,338	6,955		986			7,941	59.5%
鯉沢町	4,339	2,710	105	221			3,036	70.0%
早川町	1,625	80	75	913			1,068	65.7%
身延町	17,056	4,360	126	2,427		42	6,955	40.8%
南部町	10,375	0		4,893			4,893	47.2%
玉穂町	9,865	5,707		1,289			6,996	70.9%
昭和町	16,273	10,196		1,378			11,574	71.1%
田富町	16,413	9,520		888	3,177		13,585	82.8%
小淵沢町	6,131	3,303	650	670			4,623	75.4%
道志村	2,109	0		743			743	35.2%
西桂町	4,929	880		765			1,645	33.4%
忍野村	8,501	5,038		2,220			7,258	85.4%
山中湖村	5,951	4,161		1,155			5,316	89.3%
鳴沢村	3,135	0		1,683			1,683	53.7%
富士河口湖町	24,166	14,984		2,398			17,382	71.9%
小菅村	987	913	73	1			987	100.0%
丹波山村	843	804		15		23	842	99.9%
合計	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2%

各処理施設の数値は、処理施設の使用人口を表す。

総人口：住民基本台帳人口から引用。

下水道：下水道事業による処理区域内人口から引用。

農業集落排水処理：農業集落排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

合併処理浄化槽：「合併処理浄化槽等処理人口調査」から引用。

コミュニティプラント：「一般廃棄物処理実態調査結果」から引用。

小規模集合排水処理施設：小規模集合排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

資料6 環境関係表彰受賞者

1 山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰)

(1)受賞者

個人 小尾 幸好(長坂町)

団体 白州町立白州小学校(白州町)、塩山市立玉宮小学校(塩山市)

六郷町立六郷中学校(六郷町)、小荒間長寿者クラブ(長坂町)

都留市鹿留沖自治会(都留市)

(2)受賞理由

多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

(3)受賞年月

平成 16 年6月

2 愛鳥週間野生生物保護功績者表彰～(財)日本鳥類保護連盟会長褒状

(1)受賞者

坂本 弘子

(2)受賞理由

長年にわたり、巣箱づくり、巣箱かけなどの鳥類保護施設整備事業や野鳥情報収集等に積極的に参加している。また、探鳥会などの場で観察指導に積極的に取り組み、鳥獣保護普及思想の普及に貢献した。

(3)受賞年月

平成 17 年3月

3 愛鳥週間野生生物保護功績者表彰～林野庁長官感謝状

(1)受賞者

甲府市立北中学校

(2)受賞理由

毎年、植栽活動をはじめとする学校林の管理育成に取り組むかたわら、広く地域の関係機関等と連携して自然観察会や体験学習を行うなど、諸々の活動を通して積極的に鳥類の保護育成に尽力した。

(3)受賞年月

平成 17 年3月

4 自然公園関係功労者環境大臣表彰

(1)受賞者

雨宮 巧

(2)受賞理由

秩父多摩甲斐国立公園内の貴重な高山植物の保護活動、遭難救助活動等に尽力した。

(3)受賞年月

平成 16 年 7 月

5 「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰

(1)受賞者

特定非営利活動法人 日本高山植物保護協会

(2)受賞理由

北岳など全国各地の高山におけるパトロール、登山者への解説や保護の呼びかけ活動などを通じて高山植物の保護活動に尽力した。

(3)受賞年月

平成 16 年 4 月

6 平成 16 年度県政功績者表彰

(1)受賞者

塩沢久仙

(2)受賞理由

南アルプス国立公園内の貴重な高山植物の保護活動や安全登山の指導、遭難救助活動等に尽力した。

(3)受賞年月

平成 16 年 11 月

資料7 平成16年度環境年表

年月日	事 項
16.4.1	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めた「山梨県環境基本条例」が施行された。
16. 4.1	桂川流域下水道が供用開始された。
16. 4.29	塩山市で行われた県民緑化祭りなどで、「100万本植樹運動」を展開した。
16.5.12	上野原町八ツ沢のグラント用地造成工事で発ガン性物質とされるテトラクロロエチレンを含むドラム缶41本が見つかった。
16.5.19	富士山麓地域の不法投棄防止に向けて、民間、関係機関26団体に協力を求め、「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」を発足させた。
16.6.2	富士吉田市や富士河口湖町などの富士山北麓地区が、環境省の「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」のモデル地区に選ばれた。
16.6.23	道志村と横浜市が、両市村の友好・交流に関する協定書と村を同市民の「ふるさと」とする「横浜市民ふるさと村」に関する覚書を交わした。
16. 7.1	産業廃棄物の発生抑制や適正処理を進めるため、協定を結んだ産業廃棄物排出事業者の環境保全への取り組みを支援、公表する「県産業廃棄物発生抑制・適正処理推進事業(通称・トライ産廃スリム)」を始めた。
16.8.7	(財)「富士山をきれいにする会」は、「富士山クリーン作戦2004」を行い、県や富士山周辺の8市町村、県議でつくる山梨活性化促進議員連盟、観光団体、企業など37団体が参加し、一般ボランティアを含めて約千人が富士山5合目6合目を中心に清掃活動を行った。
16.9.1	甲府市の36の市立小中学校は、9月から省エネルギーやリサイクル促進など、市が設定した環境保全活動の取り組みを開始した。
16.9.17	鳴沢村の富士箱根伊豆国立公園内の農地に、建築廃材や畳など約2,800立方メートルが不法投棄されているのが発見された。
16.9.17	温泉問題に関係各課が連携、統一して対応できるよう「温泉利活用支援チーム」を設置し、温泉の適正利用に関する対策の検討等を行うこととした。
16.9.25	(財)「富士山をきれいにする会」は、富士山周辺の自治体、観光団体、企業などの14団体や一般ボランティアら約500名で富士山5、6合目で清掃活動を行った。
16.10.25	須玉町日向地区の民間産業廃棄物処分場に、産業廃棄物約13万立方メートルが放置されている問題で、県は特定産業廃棄物特別措置法に基づく行政執行に着手した。
16.10.29	法定外目的税としてミネラルウォーター税(仮称)の導入を検討している県と庁内組織「県地方税制研究会」は、同税などをテーマに「やまなしの水と森林シンポジウム」を開催した。
16.11.1	県は、県施設を利用する民間のイベント開催者にごみの減量化など環境に配慮した取り組みを行ってもらうため「環境にやさしいイベント開催要綱」を改正し、同日施行した。
16.11.26	富士北麓地区でエコツーリズムの推進を図るため、県と地元市町村が共同で「富士山北麓エコツーリズム推進協議会」を設置した。
16.11.30	県や市町村などは、廃棄物処理法で禁止されているごみの「野焼き」について初めて県下一斉監視バトルを行った。
17.1.26	県企業局が児童や消費者団体などを対象に行っているクリーンエネルギー普及・啓発のための活動が、経済産業省の外郭団体、新エネルギー財団から「新エネ大賞」を受賞した。
17.2	「環境日本一やまなしの確立」に向けて環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「山梨県環境基本計画」を策定した。
17.3	絶滅のおそれのある野生生物のリストと生息状況をまとめたレッドデータブックの山梨県版が完成した。
17.3	県は、水に関する総合的な政策の指針を示した「水政策基本方針」を策定した。
17.3.28	従来の公害防止条例を都市・生活型公害や廃棄物問題などにも対応するため、従来の産業型公害の規制に加え、日常生活や事業活動に伴う環境負荷の低減といった生活環境の保全をも考慮した条例に改正し、山梨県生活環境の保全に関する条例に名称変更した。(平成17年10月1日施行)
17. 3.28	県と山梨大学は、人的交流の促進や連携事業の推進などを目的に包括的連携するための協定を締結した。

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。

資源やエネルギーの消費が少ないこと。

資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。

長期間の使用ができること。

再使用が可能であること。

リサイクルが可能であること。

再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断

の基準、調達目標等を毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年2月2日閣議決定）」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、第三者機関が認証する下記の環境ラベルや各種団体で作成しているカタログ等で環境に配慮した製品であることの認定を受けた製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環境ラベル	・エコマーク(日本環境協会) ・グリーンマーク(古紙再生促進センター) ・国際エネルギースターロゴ (「国際エネルギースタープログラム」基準適応) ・再生PET樹脂リサイクル推奨マーク (PETボトルリサイクル推進協議会) ・牛乳パック再利用マーク (全国牛乳パックの再利用を考える連絡会) ・再生紙使用マーク(ごみゼロパートナーシップ会議)
カタログ	・商品選択のための環境データベース (グリーン購入ネットワーク) ・省エネ性能カタログ (省エネルギーセンター)

2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。

3) 調達しようとする品目に、「山梨県リサイクル認定製品」がある場合は、認定製品の調達に努めるものとする。

4) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。

2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

附則:この方針は、平成14年4月1日より適用する。

附則:この方針は、平成16年4月1日より適用する。

平成16年度特定調達品目一覧

〔調達目標を掲げて取り組む品目〕

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
紙類				
情報用紙	コピー用紙	古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	フォーム印刷	古紙配合率50%以上かつ白色度80%程度以下		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。		
ジアソ感光紙	古紙配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。			
印刷用紙				
1色刷り	1色刷り	古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下		
	多色刷り	古紙配合率40%以上、または、再生コート紙使用		
	封筒	できるだけ古紙配合率100%に近いもの		
窓あき封筒	古紙配合率40%以上(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。)			
衛生用紙				
トイレトペーパー	トイレトペーパー	古紙配合率100%		
ティッシュペーパー	ティッシュペーパー	古紙配合率100%		
納入印刷物				
納入印刷物の仕様(報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)		・印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。 ・塗工紙については、塗工量ができるだけ少ない軽量コート紙などを使用すること。	当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%とする。
文具類				
文具共通		紙製品については、できるだけ古紙配合率100%に近いもの。 ・プラスチック製品については、再生プラスチック使用のもの。 ・木製品については、間伐材などの木材を使用のもの。		
シャープペンシル	シャープペンシル	軸に再生材使用	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
シャープペンシル替芯	シャープペンシル替芯	ケースに再生材使用		
ボールペン	ボールペン	軸に再生材使用、または、芯が交換できること		
マーキングペン	マーキングペン	軸に再生材使用、または、消耗品が交換・補充できること		
サインペン	サインペン	軸に再生材使用		
鉛筆	鉛筆	軸に木の端材、または、再生材使用		
定規	定規	再生材使用		
トレー	トレー	再生材使用		
連射式クリップ(本体)	連射式クリップ(本体)	再生材使用		
ファイル	ファイル	表紙が古紙配合率100%、または、樹脂製とし具で廃棄時に分別可能		
バインダー	バインダー	廃棄時に分別可能		
クリヤーホルダー	クリヤーホルダー	再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。		
クリヤーブック	クリヤーブック	再生材使用		
カードケース	カードケース	再生材使用		
綴込表紙	綴込表紙	芯材が古紙配合率100%		
工専用アルバム	工専用アルバム	表紙が古紙配合率90%、または、台紙が古紙配合率100%		
用箋挟	用箋挟	芯材が古紙配合率100%、または、廃棄時に分別可能		
インデックス	インデックス	古紙配合率100%、または、可溶性粘着材使用		

平成16年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	OHPフィルム	再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。		
	修正液	軸に再生材使用		
	修正テープ	本体に再生材使用		
	消しゴム	材質に再生材使用、または、ケースが古紙配合		
	付箋紙	古紙配合率100%		
	ノート	表紙古紙配合率100%、または、中紙古紙配合率80%(白色度70%)		
	メモ帳	表紙古紙配合率100%、または、中紙古紙配合率80%(白色度70%)		
	ステープラー	本体に再生材使用		
	のり(固形)	容器に再生品使用、または、消耗品が交換できること。		
	のり(液体) 補充用を含む	容器に再生品使用、または、内容物が補充できること		
	のり(テープ)	消耗品が交換できること		
	カッターナイフ	本体に再生材使用		
	はさみ	廃棄時に分別可能		
	マグネット(玉・バー)	再生材使用		
	スタンプ台	本体に再生材使用		
	朱肉	本体に再生材使用、または、液が補充できること。		
	つづりひも	再生材使用		
	ペーパーパッチ	可溶性粘着材使用、または、再生処理可能		
	マチ付封筒	古紙配合率30%以上		
	テープカッター	再生材使用		
	パンチ	再生材使用		
	レターケース	再生材使用		
	ブックスタンド	再生材使用		
	鉛筆削り	廃棄時に分別可能		
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	容器に再生品使用、または、内容物が補充できること。		
	OAクリーナー(液タイプ)	容器に再生品使用、または、内容物が補充できること。		
	マウスパット	再生材使用		
	ごみ箱	再生材使用		
	ガムテープ(クラフト)	再生処理可能		
	ガムテープ(布)	再生材使用		
	回転ゴム印	再生材使用		
	ステープラー針リムーバー	再生材使用		
	ペンスタンド	再生材使用		
	クリップケース	再生材使用		
	紙めくりクリーム	容器に再生材使用		
	OAフィルター(デスクトップ(CRT 液晶)用)	再生材使用		
	カッティングマット	再生材使用		
	デスクマット	再生材使用		
	絵筆	再生材使用		
	タックラベル	古紙配合率100%		
	黒板拭き	再生材使用		
	ホワイトボード用イレイザー	再生材使用		
	額縁	再生材使用		
	缶 ボトルつぶし機	再生材使用		
	名札(衣服取付・首下げ型)	再生材使用		
	丸歯式紙裁断機	再生材使用		

平成16年度特定調達品目一覧

〔調達目標を掲げて取り組む品目〕

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	両面粘着紙テープ 製本テープ メディアケース ファイリング用品 ゴム印 付箋フィルム OAクリーナー(エアタイプ)	古紙配合率40% 古紙配合率50%以上 再生材使用 紙製品については古紙配合率50%以上 再生材、または、間伐材などの木材使用 再生材使用、または、水溶性または水分散型の粘着材が使用されていること。 オゾン層を破壊する物質が含まれていないこと。		
機器類				
	機器類共通	金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、再生プラスチックが使用されている 木質の場合は、間伐材などの木材が使用されていること。 紙の場合は、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。包装材の回収及び再使用等が配慮されていること。		
	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード 傘立て コートハンガー ベッドフレーム		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
OA機器				
	OA機器類共通	使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	コピー機 ノート型パソコン	古紙配合率100%の再生紙に対応可能。 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を除く)、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)にあつては、国際エネルギースタープログラムに適合していること。または、エコマーク認定を受けていること。 基準エネルギー消費効率が、0.0065を上回らないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)、または当該年度より新たにリース契約を行うものの総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。

平成16年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	プリンタ ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機	古紙配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 古紙配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
家電製品				
	家電製品共通	・資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気冷蔵庫等 エアコンディショナー等 テレビジョン受信機 ビデオテープレコーダー 電気便座 ストーブ(ガス又は灯油燃料)	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。(ノンフロン) ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時・待機時の消費電力量が少ないこと。 ・節電機能を有していること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
温水器等				
	温水器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		

平成16年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 使用時の消費電力量が少ないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
照明	蛍光灯照明器具	Hfインバータ方式器具であること。または、エネルギー消費効率が高く、省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	蛍光灯(直管型・大きさの区分 40型蛍光灯ランプ)	Hf形であること。または、ラピッドスタート形又はスターク形である場合は、ランプ効率が高く、寿命が長いこと。		
制服 作業服	制服 作業服	ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
インテリア 寝装	インテリア 寝装共通	ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。		
	カーテン カーペット 毛布 ふとん マットレス		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
作業用手袋	作業用手袋	ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。

平成16年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
その他繊維製品				
	集会用テント ブルーシート 防球ネット	ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンを使用したものの。または、何度でも再生可能な繊維を使用した再生品・再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
自動車				
	行政事務用自動車	「県有車両への低公害車導入方針(第3次計画)」に掲げられている自動車	当該年度の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の調達台数の割合とする。	100%とする。

【調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目】

分類	品目名	判断基準	適用
公共工事			
(12) (資材)	再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	-合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 -室内の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。	公共事業における、資材の調達予定や実績の把握を進める中で、目標の立て方について検討する。
	陶磁器質タイル	陶磁器質タイルで、原料に再生材を用い、焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上使用されていること。	
	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。	
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超えるフライアッシュを使用していること。	
	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	
	再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。	
	小径丸太材	間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。	
	間伐材		
	下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料	-製品に含まれる有害物質の含有量(割合)がヒ素0.005%・カドニウム0.0005%・水銀0.0002%・ニッケル0.03%・クロム0.05%・鉛0.01%以下であること。 -金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。	

平成16年度特定調達品目一覧

[調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目]

分類	品目名	判断基準	適用
公共工事			
		植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 有機物の含有率(乾物)35%以上 炭素窒素20以下・PH8.5以下 水分50%以下 窒素全量(現物)0.8%以上 りん酸全量(現物)1.0%以上 アルカリ分(現物)15%以下であること。	
(建設機械)	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(H14.4.1国総施第225号)に定める排出ガス基準値」以下のものであること。	
	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が「低騒音型 低振動型建設機械の指定に関する規程(H13.4.9国交省告示第2438号)に定める基準値」以下のものであること。	

資料9 主な環境基準等

1 大気の汚染に係る環境基準等

(1)大気の汚染に係る環境基準(昭和48年、環境庁告示第25号)

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/%以下であり、かつ1時間値が0.20mg/%以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法または電量法、紫外線吸収法エチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2)二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年、環境庁告示第38号)

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法

(3)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年 環境庁告示第4号)

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg / m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

2 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年、環境庁告示第68号)

エラー! 編集中のフィールド コードからは、オブジェクトを作成できません。

3 水質汚濁に係る環境基準等

(1)人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)で、人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域に適用されるものであり、次のとおりである。

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002		

人の健康の保護に関する環境基準 単位;mg / ㊦

基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和 48 年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事に類型指定が委任されている水域)については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号(改正:平成7年3月30日山梨県告示第131号の4)によって水域類型の指定が行われた。

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg / ㍉以下	25 mg / ㍉以下	7.5 mg / ㍉以上	50MPN/100<以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg / ㍉以下	同上	同上	1,000MPN/100<以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg / ㍉以下	同上	5 mg / ㍉以上	5,000MPN/100<以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg / ㍉以下	50 mg / ㍉以下	同上	-
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg / ㍉以下	100 mg / ㍉以下	2 mg / ㍉以上	-
E	工業用水3級環境保全	同上	10 mg / ㍉以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	-

生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / ㍉以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg / ㍉以下	1 mg / ㍉以下	7.5 mg / ㍉以上	50MPN/100<以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg / ㍉以下	5 mg / ㍉以下	同上	1,000MPN/100<以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg / ㍉以下	15 mg / ㍉以下	5 mg / ㍉以上	-
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg / ㍉以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / ㍉以上	-

生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼) (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / ㍉以上、
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3)水域別環境基準水域類型の指定について

環境庁告示第27号(平成10年6月1日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)(和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	AA	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

環境庁告示第21号(昭和48年3月31日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	AA	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	AA	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

山梨県告示第153号(昭和49年4月1日)、改正 山梨県告示第131号の4(平成7年3月30日)

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	AA	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ
濁川(全域)	C	ハ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するもの全域)	B	ハ
平等川(全域)	B	イ
重川(全域)	B	イ
日川(全域)	A	イ
滝沢川(全域)	B	イ
黒沢川(塩川に合流するもの全域)	C	ハ
鶴川(全域)	A	イ
笹子川(全域)	A	イ
朝日川(全域)	A	イ
柄杓流川(全域)	A	ハ
宮川(相模川に合流するもの全域)	B	ロ

山中湖(全域)	湖沼 A	イ
河口湖(全域)	湖沼 A	イ
西湖(全域)	湖沼 A	イ
精進湖(全域)	湖沼 A	イ
本栖湖(全域)	湖沼 A A	イ

- (注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
- (1)「イ」は、直ちに達成
 - (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
 - (3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

(4)山梨県生活環境の保全に関する条例第20条関係特別規制基準

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及び EPN に限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1㍓につき0.1mg	検出されないこと。	1㍓につき0.05mg	1㍓につき0.05mg	新設にあつては、1㍓につき1mg 既設にあつては、1㍓につき5mg

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

備考

- 1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 3 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事をしているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあっては、新設とする。)をいう。
- 5 ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水水については、適用しない。

項目及び許容限度				生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ホルマリン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
区分		適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(個/cm ³)	
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1	1,000
	畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.5以上	80(60)	80(60)	150(120)								
		既設	上記以外の公共用水域	7.5以上 50未満 50以上	140(110) 80(60)	140(110) 80(60)	180(140) 150(120)								
			全公共用水域	7.5以上 50未満	160(120)	160(120)	200(150)								
	旅館業	新設	全公共用水域	20以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
		既設	自然公園区域内の水域	20以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
			上記以外の公共用水域	20以上 50未満 50以上	100(85) 60(50)	100(85) 60(50)	140(110) 90(70)	15 10							1,000 1,000
	上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000

有害物質以外のものに係る排水基準

府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考

- 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
・山中湖 ・河口湖 ・西湖 ・精進湖 ・本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

4 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	土壌汚染対策法の指定基準			土壌汚染に係る 環境基準 (mg/kg)
	区分	土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/kg)	
四塩化炭素	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン			0.02以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロパン			0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン			0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン			0.03以下	0.03以下
ベンゼン			0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下	0.01以下	0.01以下、農用地の米は1mg/kg未満
六価クロム化合物		250以下	0.05以下	0.05以下
シアン化合物		遊離シアンとして 50以下	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物		15以下	0.0005以下	0.0005以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
鉛及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
砒素及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物		4,000以下	0.8以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		4,000以下	1以下	1以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		0.003以下	0.003以下
チラム			0.006以下	0.006以下
チオベンカルブ			0.02以下	0.02以下
PCB			検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと	検出されないこと
銅				農用地(田)の土壌125mg/kg

5 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の 類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注)1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の斜線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考:車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、市川大門町、

増穂町、身延町、玉穂町、昭和町、田富町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

* 本県ではA A類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和 52 年県告示第 66 号、平成 12 年甲府市告示第 206 号)

時間区分	昼間	朝、夕	夜間
	午後8時から	午前6時から午前8時まで	午後10時から翌日の
区域区分	午後7時まで	午後7時から午後10時まで	午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- 注) 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)
 2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(図面中、黄色に色分けした区域)
 3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、赤色に色分けした区域)
 4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、青色に色分けした区域)

図面省略

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち1車線を有する道路に面する区域	75	70

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

○自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(甲府市にあって市長)が定める区域
(平成12年県告示第161号、平成12年甲府市告示第208号)

区分	該当地域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

備考 1 第1種～第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)において定める区域をいう。

2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

騒音規制法指定地域(35市町村)(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、勝沼町、大和村、中道町、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、身延町、南部町、玉穂町、昭和町、田富町、小淵沢町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

6 悪臭に係る規制基準等

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成16年県告示第496号、平成16年甲府市告示第407号)

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を定める告示

ア 排出規制地域

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を定める。

イ 規制基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

規制基準	A区域	B区域	C区域
臭気指数	13	15	17

- (注) 1 A区域 図面中において綠色に色分けした区域
2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域
3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域
図面省略

ウ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

悪臭防止法指定地域(33市町村)(平成16年県告示第496号、平成16年甲府市告示第407号))

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、勝沼町、大和村、中道町、豊富村、三珠町、市川大門町、六郷町、増穂町、鯉沢町、身延町、南部町、玉穂町、昭和町、田富町、小淵沢町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部

7 山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱における指定地域

第1種地下水採取適正化地域(17市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地下水資源がきわめて乏しい地域)

甲府市、富士吉田市、山梨市、笛吹市、中道町、玉穂町、昭和町、田富町、小淵沢町及び鳴沢村の全域、韮崎市(上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域)、北杜市(旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村及び白州町の全域、旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾)、甲斐市(旧竜王町及び旧敷島町の全域、旧双葉町のうち竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷)、市川大門町(旧市川大門町及び旧高田村のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域)、増穂町(旧増穂町全域)、早川町(奈良田、西山温泉及び上湯島)及び富士河口湖町(船津、木立及び勝山)

第2種地下水採取適正化地域(14市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域又はこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地下水資源の乏しい地域)

塩山市、大月市、都留市、勝沼町、西桂町及び上野原市の全域、韮崎市(旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上の地域、上の山を除く旧韮崎町全域)、南アルプス市(旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域)、北杜市(旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾を除く地域)、甲斐市(旧双葉町のうち竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷を除く地域)、上九一色村(御坂山系の尾根以南の地域)、増穂町(旧増穂町を除く全域)、身延町(旧身延町の全域)及び富士河口湖町(長浜)

資料 10 環境行政の推進体制

1 本県の環境行政推進組織

(1)経緯(森林環境総務課)

県の環境行政組織は、経済の高度成長の過程で急激に進行した環境汚染の防止を求める社会的要請を背景に、昭和40年5月、公害に関する基本的な事項についての協議検討と総合的な推進を図るため、庁内の連絡機関として、公害対策連絡会議を設置して以来、改編整備を重ねながら環境行政の円滑な推進を図ってきました。

年月	本 庁	出 先 機 関
昭和 40.5	公害対策連絡会議を設置	
44.4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置	
45.4	厚生部に公害課を設置	衛生研究所に公害科を設置
	庶務企画係	
	公害第1係	
	公害第2係	
47.4		甲府・吉田の保健所に環境整備係(公害担当を設置
		日下部・石和・身延・小笠原・葺崎・大月の保健所に公害担当職員を配置
49.4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置
		吉田保健所に環境整備公害係を設置
		日下部・石和・身延・小笠原・葺崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置
50.4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更
		衛生公害研究所に公害第一科、公害第二科を設置
55.4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課となる。	組織変更により保健所に衛生課を設置(係廃止による。)
59.4		衛生公害研修所の公害第一課、公害第二課
		環境科学課を統合し公害研究専門部を設置
平成 4.4	環境局を新設し、環境総務課・環境保全課・廃棄物対策課・景観自然保護課の4課体制となる	
4.11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究機関設置準備室として、課内室となる。	
5.4	環境科学研究機関設置準備室が環境総務課から分離し、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置

年月	本 庁	出 先 機 関
7.4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更	
9.4	環境活動推進課を設置	
	環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置	
	同チームを廃止し、広域化担当を設置	
11.4	廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置	環境科学研究所を設置
12.4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。	
13.4		出先機関の見直しを図り、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部環境課を設置
14.4	環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更
16.4	環境整備課内に廃棄物不法投棄対策室を設置	
	再資源化システム推進室を廃止	
	環境活動推進課を循環型社会推進課に名称変更	

(2)環境日本一やまなし推進本部(森林環境総務課)

平成 16 年に庁内に設置した「環境日本一やまなし推進本部」は、部局間の連携を図りながら、環境基本計画に基づく施策を総合的に推進しています。

環境日本一やまなし推進本部

(本 部 長) 知事
(本部長代理) 副知事
(副本部長) 森林環境部長
(本部会議構成員)

政策秘書室長
各部長
県民室長
林務長
各地域振興局長
公営企業管理者
教育長
警察本部長

(幹 事 会)
各部次長 人事課長
出納局長 財政課長
県民室次長 各地域振興局企画振興部長
政策参事 企業局次長
秘書課長 教育次長
企画課長 警察本部警務部参事官
広聴広報課長

2 環境関係審議会等の設置状況(森林環境総務課)

名称	委員の構成(オブザーバーを除く)	定数(現委員数)	根拠法令等	備考	
山梨県環境保全審議会	学識経験者	28	30人(30人)	・環境基本法(法第43条) ・自然環境保全法(法第51条) ・山梨県附属機関の設置に関する条例	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
	市町村長	2			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
	その他	0			
山梨県環境影響評価等技術審議会	学識経験者	15	15人(15人)	山梨県環境影響評価条例(条例第47条)	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
その他	0				
公害審査委員候補者	学識経験者	12	12人(12人)	公害紛争処理法(法第18条)	
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
その他	0				

審議会等の設置状況

山梨県環境保全審議会 (平成 17年 11月現在) (任期:H16.11.10~H18.11.9)

職	氏名	所属等
会長	中村 文雄	山梨大学名誉教授
副会長	飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長
委員	石井 迪男	(株)サン・グローバル総合研究所顧問
委員	赤岡 和代	山梨県商工会連合会女性部連合会長
委員	石田 高	山梨大学名誉教授
委員	岩附 正明	山梨大学名誉教授
委員	牛沢 正博	山梨県農業協同組合中央会専務理事
委員	小佐野 常夫	山梨県町村会副会長(富士河口湖町長)
委員	風間 ふたば	山梨大学助教授(大学院医学工学総合研究部)
委員	金子 栄廣	山梨大学教授(大学院医学工学総合研究部)
委員	岸 ユキ	韮崎市文化ホール館長
委員	近藤 博文	環境省 環境カウンセラー
委員	佐藤 章夫	山梨産業保健推進センター所長
委員	塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館館長
委員	篠原 滋美	河口湖フィールドセンター館長
委員	堤 マサエ	山梨県立大学教授
委員	内藤 順造	山梨県山岳連盟会長
委員	中井 道夫	山梨学院大学法学部教授
委員	中込 司郎	山梨県植物研究会会長
委員	中込 博	弁護士
委員	中村 司	山梨大学名誉教授
委員	西室 覚	山梨県市長会理事(大月市長)
委員	野沢 久	日本野鳥の会甲府支部事務局長
委員	堀内 直人	山梨県森林組合連合会代表理事会長
委員	湯本 光子	八幡小学校教諭
委員	若林 千賀子	(財)日本環境教育フォーラム理事
委員	渡辺 一彦	日本労働組合総連合会山梨県連合会長
委員	渡辺 勝美	山梨県猟友会長
委員	渡辺 恭史	山梨県商工会議所連合会専務理事
委員	渡邊 建一	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長(鳴沢村長)

専門委員

所属等	部会
湯村温泉旅館協同組合	温泉部会
大月旅館組合	温泉部会
石和温泉旅館協同組合	温泉部会
甲府ホテル旅館協同組合	温泉部会
下部旅館振興協同組合	温泉部会
松波 淳也(法政大学経済学部教授)	廃棄物部会
細見 正明(東京農工大学工学部教授)	廃棄物部会
山田 正人(国立環境研究所 廃棄物研究センター主任研究員)	廃棄物部会
古屋 昶(山梨県産業廃棄物協会会長)	廃棄物部会
平井 成子(全国牛乳パック再利用を考える会代表)	廃棄物部会

山梨県環境影響評価等技術審議会（平成 17 年 9 月現在）（任期：H16.12.15～H18.12.14）

（みどり自然課）

氏名	所属等
工藤 泰子	財)日本気象協会調査部環境調査課副参事
片谷 教孝	山梨大学大学院 医学工学総合研究部助教授
坂本 康	山梨大学教授(工学部)
平林 公男	信州大学助教授(繊維学部)
山下 恭弘	信州大学教授(工学部)
福原 博篤	国立音楽大学講師
田中 収	地下水資源の保全 活用に係る研究協議会会長
杉山憲子	三井金属資源開発環境事業部長補佐
鈴木 邦雄	横浜国立大学院教授
中込 司郎	山梨県植物研究会会長
湯本 光子	山梨市立八幡小学校教諭
柿澤 亮三	財)山階鳥類研究所 副所長兼研究部長
池田 清彦	早稲田大学教授(国際教養学部)
石井 信行	山梨大学講師(工学部)
田中 章	武蔵野工業大学助教授(環境情報学部)

山梨県公害審査委員候補者（平成 17 年 11 月現在）（任期：H17.3.11～H18.3.10）

（大気水質保全課）

氏名	所属等
原 美千子	山梨県弁護士会弁護士
早川 正秋	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
雨宮由美子	㈱山梨県環境科学検査センター情報室部長
佐藤 章夫	労働福祉事業団 山梨産業保健推進センター所長
妻鹿 絢子	山梨大学教育人間科学部教授
祢津 光廣	山梨県立中央病院医療局内科主任医長
金丸 康信	環境に関する企業連絡協議会理事
片谷 教孝	山梨大学大学院助教授
平山けい子	山梨大学工学部助手
石井由紀雄	山梨県建設産業団体連合会
山下 恭弘	信州大学工学部教授

3 環境保全のための広域的協力推進体制

(1)全国大気汚染防止連絡協議会(大気水質保全課)

(47 都道府県、83 政令市、東京都 23 特別区)

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和 38 年 12 月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

(2)全国湖沼環境保全対策推進協議会(大気水質保全課)

(湖沼を有する都道府県)

湖沼の環境保全対策の推進を図ることを目的に、昭和 56 年 9 月に設置され、湖沼の環境保全対策について検討、情報交換などを行っている。

(3)全国生活排水対策連絡協議会(大気水質保全課)

(47 都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和 55 年 9 月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

(4)関東地方知事会「関東地方環境対策推進本部」(大気水質保全課)(循環型社会推進課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和 46 年 1 月に関東地方知事会の会の下部組織として設置された「関東地方公害対策推進本部」が、平成 10 年 5 月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組された。テーマごとに関係都県が構成する各部会を設置し、情報交換、調査研究を行うとともに、環境保全に関する施策を推進している。本県が参加している部会は次のとおりである。

(a)大気環境部会(大気水質保全課)(1都9県)

広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進に向け設置され情報交換、各種調査を行っている。

(b)水環境部会(大気水質保全課)(1都9県)

水質保全対策を目的として設置され、情報交換、各種調査を行っている。

(c)有害化学物質特別部会(大気水質保全課)(1都9県)

有害化学物質対策に関する情報交換、各種調査を行っている。

(d)地球温暖化対策特別部会(循環型社会推進課)(1都9県)

地球温暖化対策に共同して取り組むため、情報交換や各種調査を行っている。

(5)関東甲信越静環境美化推進連絡協議会(循環型社会推進課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野、新潟の1都10県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和 55 年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和 56 年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)共同研究を進めた結果、昭和 57 年に関東地方統一美化キャンペーンを提唱し、昭和 58 年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめて報告し、共同研究を終了した。昭和 59 年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成 8 年に新潟県が加入し、平成 9 年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更し、関東地方統一美化キャンペーンの推進母体としている。

(6)関東地方水質汚濁対策連絡協議会(大気水質保全課)

(国土交通省、水資源開発公団、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の1都7県及び川崎、横浜、千葉、さいたまの4市)

昭和 45 年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程

を究明し、防止対策の樹立に質することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。本県は、53年度から加入し、多摩川・鶴見川・相模川部会及び富士川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

(7)関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会(環境整備課)

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の1都9県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越、船橋の11市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和50年3月に設置され、関東甲信越地区の都県及び政令市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自治体相互の連絡調整を行っている。

(8)産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)(廃棄物不法投棄対策室)

(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の1都11県及び千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、宇都宮、長野、相模原、さいたま、郡山、いわき、川越、船橋の15市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成12年11月に設置された。

(9)秩父多摩甲斐国立公園協議会(みどり自然課)

(山梨、埼玉、長野、東京の1都3県)

昭和25年7月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画及び事業その他自然保護に関する重要事項について研究協議、共同事業を行っている。

(10)南アルプス国立公園連絡協議会(みどり自然課)

(山梨、長野、静岡の3県)

昭和39年6月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和40年1月に設置され、公園の管理、運営について情報交換、共同事業を行っている。

4 市町村の環境行政(森林環境総務課)

(1)環境行政組織

環境問題は複雑化し、都市・生活型の環境問題へと変化しつつある。このような状況の中で地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、できるだけその地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。

市町村名	担当部署	担当部署電話番号
甲府市	環境部環境対策課	055-241-4312(直通)
富士吉田市	保健福祉部環境政策課	0555-22-1111(内線8800)
塩山市	生活環境課	0553-33-4404(内線331)
都留市	市民部地域振興課	0554-43-1111(内線171)
山梨市	環境課	0553-22-1111(内線252)
大月市	市民生活部環境課	0554-22-2111(内線132)
韮崎市	市民生活課環境室	0551-22-1111(内線122)
南アルプス市	市民部環境課	055-282-1111(内線1525)
北杜市	生活環境部環境課	0551-42-1341(直通)
甲斐市	環境経済部環境課	0551-20-3653(直通)
笛吹市	市民環境部環境対策課	055-262-4111(内線183)
上野原市	福祉環境部生活環境課	0554-62-3114(直通)
勝沼町	健康福祉課	0553-44-1111(内線69)
大和村	住民福祉課	0553-48-2111(内線42)
中道町	町民課	055-266-3111(内線135)
芦川村	住民支援課	055-298-2111(内線27)
豊富村	生活環境課	055-269-2211(内線117)
上九一色村	地域整備課	0555-88-2111(内線25)
三珠町	生活環境課	055-240-4158(直通)
市川大門町	厚生福祉課	055-272-1101(内線121)
六郷町	環境課環境係	0556-32-2111(内線56)
増穂町	町民課	0556-22-7209(直通)
鯨沢町	民生課	0556-22-2151(内線227)
早川町	町民環境課	0556-45-2511(内線51)
身延町	環境下水道課	0556-42-4811(直通)
南部町	水道環境課	0556-66-2111(内線44)
玉穂町	都市環境課	055-274-1111(内線442)
昭和町	環境衛生課	055-275-2111(内線226)
田富町	環境衛生課	055-274-7115(直通)
小淵沢町	環境福祉課	0551-36-6164(直通)
道志村	住民健康課	0554-52-2111(内線119)
西桂町	住民福祉課	0555-25-2121(内線32)
忍野村	地域振興課	0555-84-7794(直通)
山中湖村	環境衛生課	0555-62-5374(直通)
鳴沢村	住民課生活環境係	0555-85-2311(内線22)
富士河口湖町	環境課	0555-72-3169(直通)
小菅村	住民課	0428-87-0111
丹波山村	環境経済課	0428-88-0211

市町村環境担当組織(平成17年9月現在)

(2)市町村環境関係審議会設置状況

市町村における環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、10市11町村が環境関係審議会を設置している。

市町村名	名 称	制定年月日	市町村名	名 称	制定年月日
甲府市	甲府市環境審議会	H13. 8.22	豊富村	豊富村環境審議会	H 9. 7. 1
富士吉田市	富士吉田市環境審議会	H 6.12. 2	市川大門町	市川大門町環境審議会	H 6. 6.30
塩山市	塩山市環境審議会	H 6.10. 7	増穂町	増穂町環境審議会	H 6. 6.22
都留市	都留市環境審議会	H 6. 7. 1	鯉沢町	鯉沢町環境審議会	H10. 4. 1
山梨市	山梨市環境審議会	H 6.10. 3	身延町	身延町環境審議会	H16.9.13
大月市	大月市環境審議会	H 6.10. 1	南部町	南部町環境審議会	H 6. 6.24
韮崎市	韮崎市環境審議会	S46. 6.26	玉穂町	玉穂町環境審議会	H15.10. 1
南アルプス市	南アルプス市環境審議会	H15. 4. 1	田富町	田富町環境審議会	H10. 4. 1
笛吹市	笛吹市廃棄物減量等推進審議会	H 6. 9.29	山中湖村	山中湖村環境審議会	H 6.10. 1
上野原市	上野原市環境審議会	H 17.2.13	富士河口湖町	富士河口湖町環境審議会	H15.12.15
中道町	中道町環境審議会	H 6. 8. 1			

(平成17年9月現在)

(3)市町村における条例等の制定状況

法律及び条例による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策及び環境保全行政を推進するため環境保全条例等を制定している。

市町村名	条例の名称	制定年月日
甲府市	甲府市環境保全基本条例	H13.4.1
山梨市	山梨市環境基本条例	H16.5.20
韮崎市	韮崎市環境基本条例	H14. 9.25
北杜市	北杜市まちをきれいにする条例	H16.11.1
中道町	中道町社会環境保全に関する条例	S56. 3.12
豊富村	豊富村環境基本条例	H10. 3.25
田富町	田富町環境保全基本条例	H10. 4.1
身延町	身延町自然環境保全条例	H16.9.13
小淵沢町	小淵沢町環境基本条例	H15. 3. 7
富士河口湖町	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	H15.11.15

市町村環境保全条例(平成17年9月現在)

市町村名	条例の名称	制定(改正)年月日
甲府市	甲府市公害防止条例	S46. 7.12
塩山市	塩山市公害防止条例	H12.3.27
〃	塩山市騒音防止条例	S33. 3.22
山梨市	山梨市公害防止条例	H17.3.22
大月市	大月市騒音防止条例	S35. 1. 7
韮崎市	韮崎市公害防止条例	S61. 3.27
笛吹市	笛吹市騒音防止条例	H16.10.12
勝沼町	勝沼町騒音防止条例	S33. 8.11
身延町	身延町公害防止条例	H16.9.13
田富町	田富町公害の防止に関する条例	S42.12.21
山中湖村	山中湖村騒音防止条例	S40. 7.25
富士河口湖町	富士河口湖町騒音防止条例	S15.11.15

市町村公害防止条例等(平成17年9月現在)

市町村名	条例等の名称	制定(改正)年月日
甲府市	水道水源保護指導要綱	H 2.10. 1
都留市	開発行為指導要綱	H 2. 9. 1
韮崎市	土地開発事業等の基準に関する条例	S48. 7. 1
笛吹市	地下水の保全及び採取適正化条例	H16.10.12
勝沼町	土地利用要綱	H 3. 4. 9
豊富村	地下水採取の適正化に関する条例	H 1. 3.22
田富町	水道水源保護条例	H10. 3.20
小淵沢町	地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱	H 7.12. 7
富士河口湖町	富士河口湖町地下水保全条例	H15.11. 15

市町村地下水資源保護条例、要綱等(平成17年9月現在)

5 企業における公害防止体制(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されている。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり 10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり 1,000立法メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけている。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり 40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり 10,000立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけている。

平成 17年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は右表のとおり。

	特定工場	公害防止統括者	公害防主任管理者	公害防止管理者
大気関係				57(49)
水質関係				59(46)
騒音関係				6(6)
特定粉じん関係	233	105(99)	1(1)	0(0)
一般粉じん関係				60(45)
振動関係				6(5)
ダイオキシン類関係				0(0)

公害防止管理者等の届出状況